

自転車用ヘルメットの 購入費の一部を補助します



道路交通法の改正により、令和5年4月1日から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化となりました。

市では、自転車用ヘルメットの着用を促進し、重大事故を未然に防止するため、自転車用ヘルメットの購入費の一部を補助します。

補助対象者

次のすべてに該当する方

- ① 市内に住所を有している方
- ② 16歳から18歳の方及び65歳以上の方（申請を行う年度末時点の年齢）
- ③ 市税等を滞納していない方（対象者が未成年者の場合は、保護者が市税等を滞納していない方）
- ④ 同一の自転車用ヘルメットに対する他の補助金の交付を受けていない方






※中学3年生の方で、1月1日から3月31日までの間にヘルメットを購入される場合には、翌年度4月1日以降に申請ができます。領収書等を大切に保管ください。

対象となるヘルメット

次のいずれかの安全基準に適合するもので、令和5年4月1日以降に購入した新品のヘルメット

※個人間売買やフリマサイト等での購入は補助対象外となります。

<安全基準>

SGマーク（一般財団法人製品安全協会の安全認証）	
JCFマーク（公益財団法人日本自転車競技連盟の安全認証）	
CEマーク（欧州連合の欧州委員会の安全認証）	
GSマーク（ドイツ製品安全法の安全認証）	
CPSCマーク（米国消費者製品安全委員会の安全認証）	

補助金額等

自転車用ヘルメットの購入費の1/2以内（100円未満の端数切り捨て）

上限2,000円

※購入時の送料、ポイント利用分等は補助対象外となります。

※補助金の交付は、対象者1人につきヘルメット1個かつ1回限りです。

補助金の申請

ヘルメットを購入した日から90日以内に、次の書類をそろえて申請してください。

※補助対象者が未成年者の場合は、保護者のお名前で申請してください。

◇必要書類

① 補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

※申請書は大町市役所1階市民課消費生活・交通安全係（4番窓口）でお渡しできます。また、市ホームページからもダウンロードできます。

② 領収書等のヘルメットを購入したことを証明する書類

※申請者の氏名、商品名、購入日、購入価格、販売店名の記載があるもの

※領収書を紛失した場合は、販売店から販売証明書を発行してもらってください。

③ 安全基準の認証が確認できるもの（保証書の写し、ヘルメットの写真等）

④ ヘルメット使用者の本人確認ができるもの（学生証、運転免許証、マイナンバーカード、保険証等）

◇提出先

〒398-8601 大町市大町3887番地

大町市役所市民課消費生活・交通安全係へ直接又は郵送でご提出ください。

自転車事故で亡くなられた方の約5割は、**頭部に致命傷**を負っています。

命を守るため、**自転車を利用するときはヘルメットを着用**しましょう！



【問合せ先】

大町市役所 市民課 消費生活・交通安全係 ☎ 0261-22-0420（内線 463・464）